

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県駒ヶ根工業高等学校

I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 （はじめに）学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、「いじめは絶対許さない」という意識を持ち、教職員全員が一丸となって組織的な対応をすることが必要である。また、保護者・地域・関連機関と連携し取り組むことも欠かせない。そして全ての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組めるようにすることを目指すものとする。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめにより生徒が教育を受ける権利、心身の健全な成長及び人格の形成を著しく侵害されることのないよう「いじめは絶対許さない」という意識を全職員が持ち、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開くなどして迅速な対応をする。

（1）いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、全ての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団を創造することを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。

全ての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・ 生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

（2）いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりを持つことが欠かせない。

また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導するなど丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見などにつながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取り組みを大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

全ての生徒がいじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに安心して学習やその他の活動に取り組み、自己有用感を感じたり自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けることを目指す。

また、生徒を大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え早期発見・対応に努めること。

(1) いじめを捉える視点

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ防止対策基本法」の定義に基づき、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断はいじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどし、複数の教員で行う。そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、些細な出来事であっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要である。その際、単に「いじめ」という言葉で括ることのなく具体的な行為と生徒の気持ちを結び付ける。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNSなどで誹謗中傷をされたりや嫌なことをされたりする 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（２）いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく複数の教員で行う。そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、些細なできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為が起こった時の本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った生徒に悪意がなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

（３）いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られ、日常的な未然防止にもつながる。

ア いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。（地域社会）
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていないかたたりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・ 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。

生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、その時だけでなく繰り返して継続される。

また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からい

じめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

Ⅱ いじめの防止等のための取り組み

- 1 いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを受け止めることができるような体制を整備すること。
- 2 いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応をすることが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。
- 3 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取り扱いに十分留意すること。
- 4 いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要であること。
- 5 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。実際にいじめが生じた際には、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

いじめを許さない学校づくりについて（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

- 1 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。
また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。
- 2 いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にしている教員の意識や、日常的な態度が重要であること。特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助

長したりすることがないようにすること。

- 3 いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ

管理職（教頭）………全体の統括・渉外
教務主任………年間計画の作成（調整）・検証
生徒指導主事………個別いじめ事案への対応
教育相談係主任………いじめ相談窓口・情報収集と記録
学年主任（3名）………各学年の取り組み・個別事案の対応

（1）役割

- 学校のいじめ防止などの取り組みの計画立案と評価
 - ・学校の基本方針に基づく取り組みの計画的な実施をし、取り組み状況を確認する。
 - ・取り組みに対する記録を残すとともに、その取り組みに対する振り返りを行う。
 - ・学校生活アンケートを各学期の初めに行い、取り組みの見直しを行う。
- 学校のいじめ防止などの情報の家庭や地域への発信
 - ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
 - ・取り組みの状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。
- いじめの早期発見、早期対応
 - ・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。
- 教職員の意識啓発
 - ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
 - ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

2 いじめ防止などの取り組み（いじめの未然防止・早期発見の取り組み）

（1）いじめの未然防止の取り組み

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

（ア）授業中の生徒指導の充実

- ・「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的に関わり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・三観点（ねらい・減り張り・見届け）を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・「学習の約束」など、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、全ての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場を作ること

を進める。

(イ) 道徳

- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・より良い社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。

(ウ) 学級活動

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合いなどの活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・学級のレクレーションなど、生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

(エ) 行事

- ・生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取り組めるように支援する。
- ・異学年交流や学校種間交流、地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方に憧れを持ったりできるようにする。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・年度当初に学校要覧や学校便りなどで「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取り組みなどを保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合、地区懇談会等を活用して周知を図る。
- ・人権教育強調月間などを年間計画に位置づけ、授業参観や学年PTAを開催し、保護者とともにいじめ問題への取り組みを考え合う機会を持つ。
- ・生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

ウ 生徒の主体的活動の活用

- ・生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・主体的に参加し、より良い学校生活にするために、生徒自身が発案し協力して成し遂げる喜びを体得できるよう支援する。
- ・生徒が、自分たちの問題としていじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

エ 職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
- ・教師自身が人権感覚を持って生徒と接する。
- ・一人一公開授業を全職員実施し、生徒指導の視点から授業を振り返る機会を持つ。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア 日常活動を通じた早期発見

- ・教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・日記や生活記録を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつながる。
- ・「相談箱」や「SOS 郵便」を設置するなどして、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫をする。

イ 相談体制の充実（教育相談係）

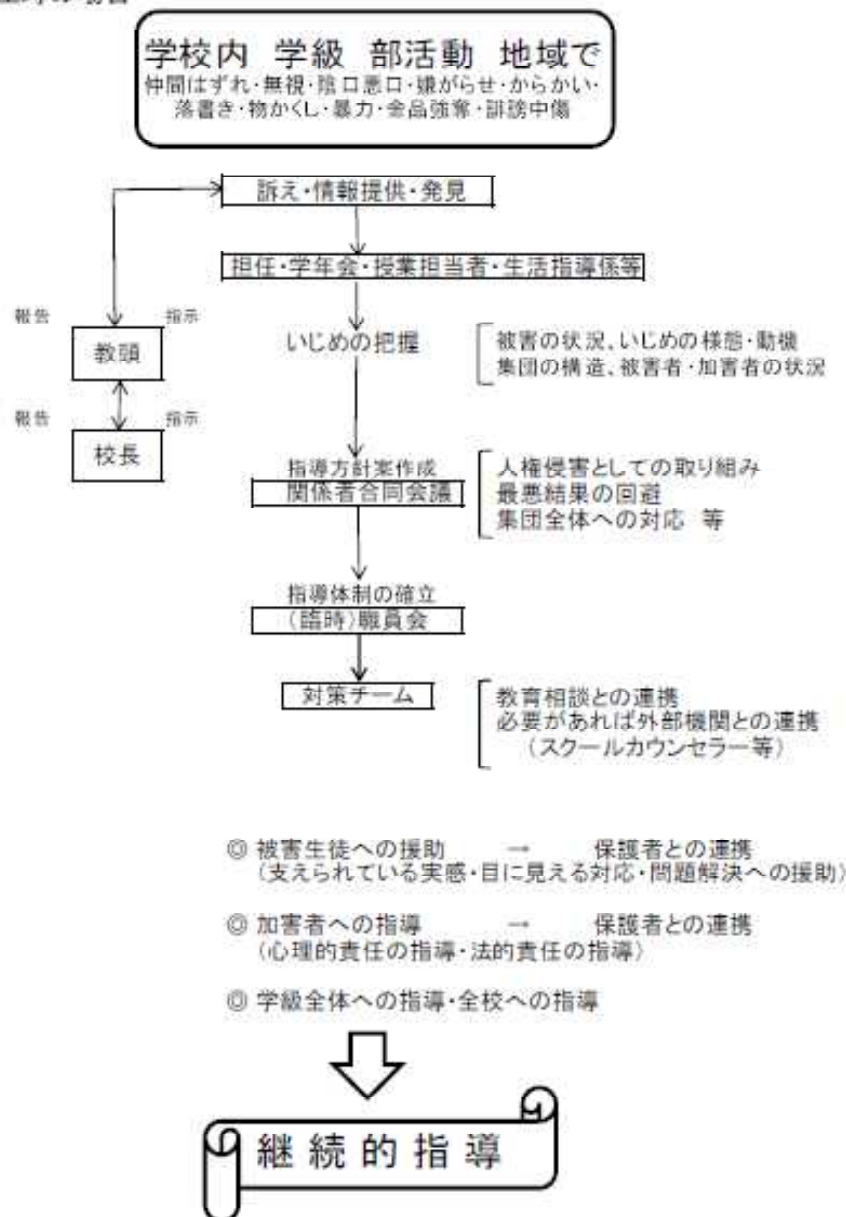
- ・生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口を設け、生徒や保護者に周知する。その際、相談室などの相談場所を確保し、保護者からの相談の受付担当を学級担任以外の職員が行うなど、学校の実情に応じて工夫する。
- ・教育相談係が、「相談室だより」などの通信を生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発などを行うことも有効。
- ・学期の始めに、面接週間や教育相談日を位置づけたり週に1回曜日を決めて行ったり朝や放課後に相談の時間を設定したりするなどして面接を実施する。
- ・相談カードを用いて、時間と相談したい教員を生徒が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。
- ・いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」などと情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

ウ アンケート調査の活用

- ・年間に数回、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で、情報を共有したり生徒と相談を行ったりする。
- ・毎月、簡易アンケートを行い、短い期間での生徒の生活や心の変化を捉えてその要因を探ったり、面談を行ったりすることも有効。
- ・家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。

3 いじめが起きた時の対応 (1) いじめ対応マニュアル

いじめ問題発生時の場合



ア いじめ対応マニュアルの充実の視点

- 「いじめの防止等の対策のための組織」が組織的な対応の中心となるように見直す。
- 一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- 具体的な対応をするために、「誰が、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決める。
- 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた生徒、保護者への支援」、「いじめた生徒への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。
- 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察、児童相談所など）への報告や連携体制を整えておく。

イ 支援・指導のポイント

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に集約する。

(イ) 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめの防止等の対策のための組織」が決定する。

- ・関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が分担して、速やかに関係生徒から事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

(ウ) いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたいと、心情に寄り添った親身な支援をする。
 - ・安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ※一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用を検討

(エ) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ・いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
- ・いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

(オ) いじめが起きた集団への指導

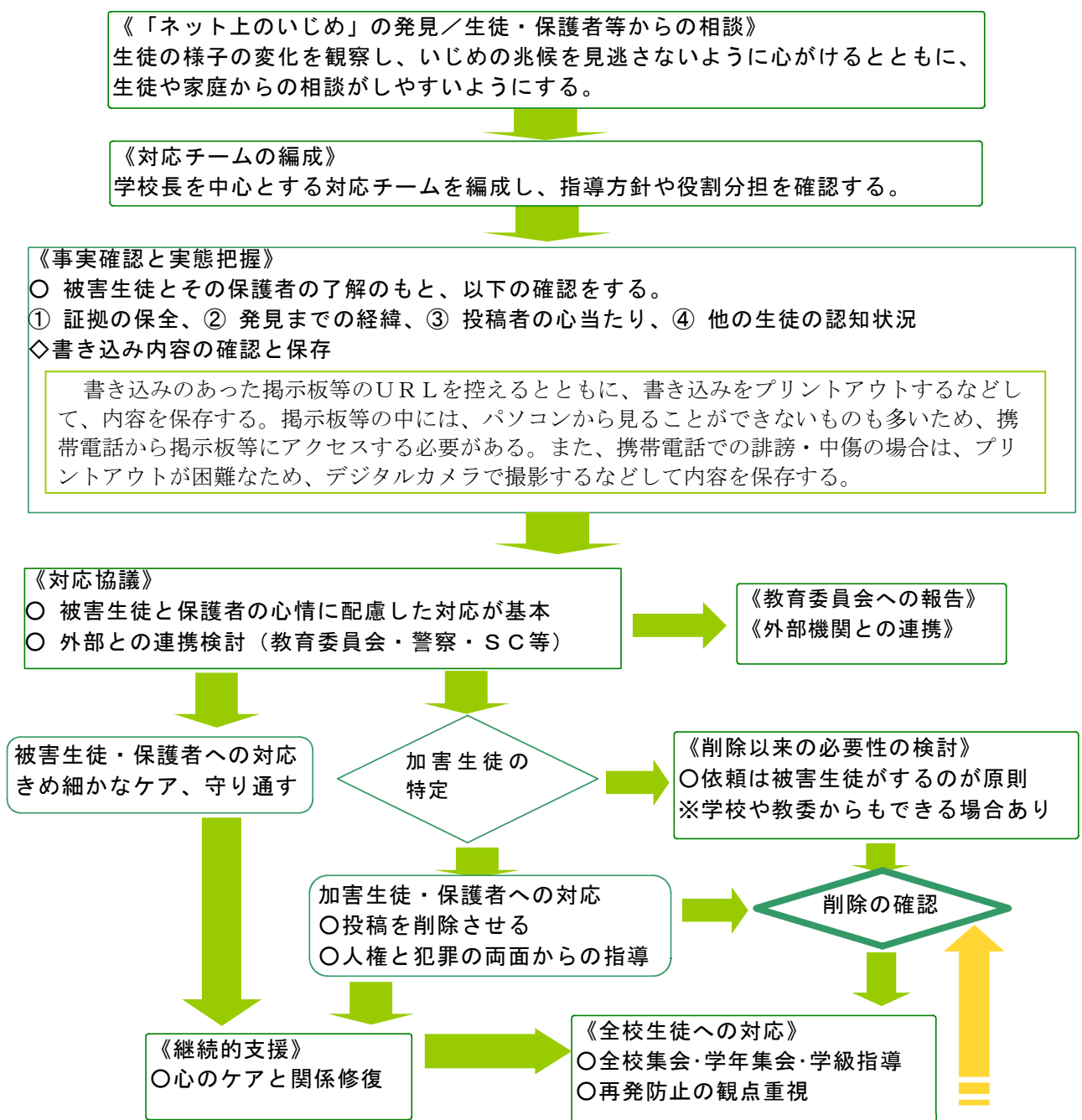
- ・いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題として捉えさせ、誰かに伝える勇気を持てるように伝える。
- ・はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

（２）ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行うなどして情報端末機器の特性を理解するように努める。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。（入学式での保護者・生徒向け講話の実施）
- ・生徒間の情報に注意したり県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

【ネット上のいじめへの対応手順】



(3) 関係機関と連携した取り組み

地域でのイベントに積極的に参加し、地域との親睦を深める。また、定期的に警察と連絡を取り合い、早期での異変対応に努める。

(4) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品などに重大な被害があった場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手する。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会など）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを

行うとともに、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断の

ない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) いじめ防止等の取組の年間計画

- 4月：入学式後携帯電話に関する注意を保護者・新入生に行う
- 5月：生徒総会、クラスマッチで学年を越えた交流
読書週間（読書による自己集中） 交通安全講話
- 6月：工場見学、芸術鑑賞でクラスの親睦
- 7月：薬物乱用防止講話、保護者懇談会、終業式で長期休業中の生活規律の徹底
全校生徒のアセスの実施 各種資格取得期間
- 8月：クラブ合宿やクラス交流会で学年・クラスを越えた交流 各種資格取得
- 9月：読書週間（読書による自己集中） PTA スポーツ交流会
- 10月：強歩大会、文化祭等での学校全体の交流
- 11月：クラスマッチで学年を越えた交流 読書週間（読書による自己集中）
修学旅行での同学年での交流
- 12月：保護者懇談会、生徒総会、全校集会で生活規律の徹底
全校生徒のアンケートの実施
- 1月：課題研究発表
- 2月：学校評議員会 生徒総会 3年生を送る会
- 3月：新学期を迎える心構えを終業式と HR にて徹底